

令和8年1月13日

会員各位

## 会員会則改定のご案内

平素はスポーツクラブナックをご利用いただき、誠にありがとうございます。

さて、このたびスポーツクラブナックでは、運営内容の明確化およびサービス向上を目的として、会員会則の一部を改定いたします。改定後の会則につきましては、本書面をご確認くださいますようお願い申し上げます。今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 記

1. 効力発生日：令和8年3月16日（月）

2. 主な改定内容

- ・会員の権利・義務 第14条（施設の利用、利用料）

施設利用範囲、目的のルールの明確化

- ・第3章 会員の権利・義務 第15条（禁止事項）の追加

- ・細則 第20条（落とし物・忘れ物）の追加

以上

旧		新	
第3章 会員の権利・義務 第14条 (施設の利用、利用料)	会員は、別途細則の定めに従い、利用料を支払うことにより、本クラブの施設を会員種別それぞれの時間内の利用が出来ます。	第3章 会員の権利・義務 第14条 (施設の利用、利用料)	会員は、別途細則の定めに従い、利用料を支払うことにより、本クラブの施設を会員種別それぞれの時間内の利用ができます。 <u>尚、ここでいう本クラブの施設とは別途細則 第9条の規定に従うものとします。</u>
上記4	本クラブの施設の利用状況、催し物、特別行事等の場合は、施設の利用範囲及び利用時間の制限を行うことができます。	上記4	削除
細則 第9条 (施設利用の範囲)	会員は、本クラブの全施設をご利用いただけます。但し、施設によってはご予約いただくか、あるいはご利用時間を制限させていただく場合がございます。	細則 第9条 (施設利用の範囲)	会員は、本クラブの全施設をご利用いただけます。 <u>(会議室を除く)</u> <u>スタジオおよび体育館に関しては、次の場合のみ利用することができるものとする。</u> <u>(スタジオ) スタジオレッスンに参加する場合</u> <u>(体育館) 特定のスポーツ（バスケットボール、卓球、その他本クラブが指定したスポーツ）を目的に利用する場合</u>

旧		新	
該当箇所なし		第3章 会員の権利・義務 第15条 (禁止事項)	<p><u>本クラブ施設内において、会員による以下の行為を禁止します。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 動物、生物、または強い臭気を発する物品を施設内に持ち込むこと。</li> <li>2. 刃物その他の危険物を施設内に持ち込むこと。</li> <li>3. 高額な現金または貴重品を施設内に持ち込むこと。</li> <li>4. 館内で喫煙すること（電子タバコおよび無煙タバコを含む）。</li> <li>5. 本クラブが指定するエリア以外において、許可なく通話、撮影または録音を行うこと。</li> <li>6. 本クラブの施設、器具、備品その他会社が管理する物品を損壊、持ち出し、または施設内に落書き・造作等を行うこと。</li> <li>7. 許可なく、本クラブ施設内において物品の売買、パーソナルトレーニングその他の営業行為または勧誘行為を行うこと。営利・非営利を問わず、団体加入の勧誘、金銭の貸借、政治活動、署名活動等を含みます。</li> <li>8. 衛生および安全管理上の理由により、会員間で食料品または飲料（手作りのもの、市販品を問いません）を授受すること。</li> <li>9. 痴漢、覗き、露出、唾を吐く行為その他、法令または公序良俗に反する行為。</li> <li>10. 他の会員を含む第三者、スタッフ、本クラブまたは会社に対し、誹謗・中傷を行うこと、ならびに名誉、信用または評判を不当に損なう発言または情報発信等、クラブまたは関係者の信用を毀損する行為。</li> <li>11. 他の会員を含む第三者またはスタッフに対し、押す、拘束する、殴打する、蹴る等の暴力行為、ならびに暴言、恫喝、大声、奇声を発する行為、睨みつける、行く手を遮る、襲いかかろうとする等の威嚇行為、物を叩く、投げる、壊す等、他人に恐怖を与える危険な行為。</li> <li>12. 他の会員を含む第三者またはスタッフを待ち伏せる、尾行する、執拗に話しかける等の行為、ならびに正当な理由なく、面談、電話その他の方法により従業員に迷惑を及ぼす行為。</li> <li>13. スタッフに対する過度なクレーム、長時間の拘束、威圧的な言動、怒号、反復的な呼び出し等により、他の会員対応または通常業務を妨害する行為。</li> <li>14. 正当な理由を欠き、または事実に基づかない内容で、スタッフ、インストラクターまたは運営方針等を執拗に非難し、業務の円滑な遂行を妨げる行為。</li> <li>15. 前各号に準ずる行為であり、本クラブが総合的に判断して禁止行為に該当すると認めた行為。</li> </ol>

	旧	新
第2章 会員の種類と資格 第10条(除名等)	<p>本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合、会員資格の停止又は、除名をすることができます。</p> <p>(1) 会費その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催促にも応じない場合。</p> <p>(2) クラブの名誉、信用を著しく傷つけ、他の会員の迷惑になる行為があった場合。</p> <p>(3) クラブの会則及びその他の諸規則に反した場合。</p> <p>(4) 故意にクラブの施設・設備等を破損した場合。</p> <p>(5) その他、処分を適当とする行為があり、クラブが処分を決定した場合。</p>	<p>本クラブは、会員が次の各号の一に該当した場合、会員資格の停止又は、除名をすることができます。</p> <p>(1) 会費その他の諸支払いを滞納し、期限を定めた催促にも応じない場合。</p> <p>(2) クラブの名誉、信用を著しく傷つけ、他の会員の迷惑になる行為があつた場合。</p> <p>(3) クラブの会則及びその他の諸規則に反した場合。</p> <p>(4) 故意にクラブの施設・設備等を破損した場合。</p> <p>(5) その他、処分を適当とする行為があり、クラブが処分を決定した場合。</p> <p><u>(6) 本クラブが第3章 会員の権利・義務 第15条(禁止事項)に該当すると認めた場合。</u></p>

	旧	新
該当箇所なし		<p><u>第20条(落とし物・忘れ物)</u></p> <p>会員が施設内において紛失した物品(以下「落とし物」という)について、本クラブは発見日から14日間保管するものとします。保管期間内に所有者からの申し出があった場合、本人確認のうえ返還します。食品、飲料等の飲食物については、衛生管理上の観点から、発見後速やかに処分いたします。保管期間を経過しても所有者が判明しない場合、本クラブは当該落とし物を処分または関係法令に基づき警察へ届け出ることができるものとします。落とし物の紛失、盗難、破損等について、当クラブは故意または重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとする。</p>